

土地利用行為に係る手続きの流れ

岡崎市土地利用基本条例に基づく大規模土地利用行為

(市街化区域10,000平方メートル以上、市街化区域以外1,000平方メートル以上、集客施設床面積5,000平方メートル以上の土地利用行為)

- ※ 市街化区域内 50,000平方メートル以上
- ※ 市街化区域以外10,000平方メートル以上
- ※ 集客施設 10,000平方メートル以上

- ※ 市街化区域内 50,000平方メートル未満
- ※ 市街化区域以外10,000平方メートル未満
- ※ 集客施設 10,000平方メートル未満

都市計画課 総務係 提出
2月,4月,7月,10月受付
※毎月10日締め。
10日が閉庁日の場合は翌開庁日。

都市計画課 総務係 提出
随時受付

関係各課意見照会

関係各課意見照会

必要とした事業

担当課長会議

土地利用調整会議
4月,6月,9月,12月

都市計画審議会
5月,7月,10月,1月

協議結果通知
6月,8月,11月,2月

協議結果通知

岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定事業の方法及び実施に関する条例(特定事業手続条例)で規定する特定事業

(1)廃棄物の処理施設、積替え保管の施設等 (2)大規模小売店舗の設置 (3)高さ18mを超える建築物の新築・増築 (4)開発行為で3000㎡以上の開発 (5)環境保全地区内又は協定地区で定めた事業 (6)その他規則で定める事業

特定事業に該当する場合

特定事業に該当しない場合

特定事業手続条例に基づく手続き

法令に基づく許可の申請その他の手続き

事業着手